

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		エチルターシャリーブチルエーテル（ETBE）のうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの（以下「バイオ ETBE」という）。								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和3年3月31日に適用期限が到来するバイオ ETBE について、関税無税化を延長。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 その他のもの								
2909.19	010	エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	4.6%	無税		4.6%	無税		3.1%	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和3年4月1日から令和4年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>○エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）において、バイオ燃料は、「運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料の利用、・・・（中略）・・・、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要」とされている。</p> <p>○バイオ燃料の1つであり、ガソリン代替となるバイオマスから製造したエタノール</p>								

	<p>ール（以下「バイオエタノール」という。）は、原料（植物等）が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、また、化石由来燃料のガソリンと比較して、二酸化炭素の排出量が少ないため、地球温暖化対策やエネルギー源の多様化の観点から、バイオエタノールの導入は有効である。</p> <p>○また、我が国においては、バイオエタノールの導入にあたり、バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE をガソリンに混合する方式を採用している。</p> <p>○加えて、バイオエタノール及びバイオ ETBE の調達先がブラジル・アメリカであるため、中東依存で地政学リスクの高い石油燃料とは異なり、エネルギー安定供給にも寄与する。</p> <p>○上記を踏まえ、バイオ ETBE を混合したガソリンの普及を促進する。</p> <p>② 問題点</p> <p>○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）に基づく「平成 30 年度以降の 5 年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準」（以下「判断基準」という。）に基づき、石油精製業者による平成 30 年度～令和 4 年度におけるバイオエタノールの導入目標量を、「原油換算で毎年 50 万 kL」としている。</p> <p>○しかしながら、我が国のバイオエタノールの導入状況は、国産は微量であることから、ほぼ全量をブラジル、アメリカからの輸入に依存しており、</p> <p>(1)ブラジル産・アメリカ産バイオエタノールの価格がガソリン価格より高価なため、バイオエタノールから合成したバイオ ETBE の価格も、ガソリンの価格を上回る</p> <p>(2)バイオ ETBE をガソリンに混合するためには、バイオ ETBE 専用タンク、ガソリンとの混合設備や受入設備等が必要であり、設備整備や稼働のためのコストが生じる</p> <p>ことから、石油精製業者にとっては大きな負担が発生している。</p> <p>○上記のとおり、バイオ ETBE を混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるため、バイオ ETBE の導入が進まないことが想定される。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>○我が国のバイオ ETBE の調達形態としては、（１）バイオエタノールを輸入して国内でバイオ ETBE に合成する場合と、（２）海外で合成されたバイオ ETBE を直接輸入する場合、の 2 種類の形態を取っている。</p> <p>○（２）方式で 46.6 万 kL（原油換算、令和元年度実績）輸入した場合、バイオ ETBE の関税（3.1%）は約 39 億円となる（バイオ ETBE の輸入価格を、令和元年度平均の 68.6 円/L で試算した場合。）。</p> <p>○バイオ ETBE を混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるため、関税が無税にならない場合</p>

	<p>は、バイオ ETBE の導入が進まない恐れがある。</p> <p>○そのため、バイオ ETBE の関税暫定無税化を継続することによって、バイオ ETBE の円滑な導入促進が期待される。</p> <p>○以上のことから、輸入環境面の整備を図る手段として、バイオ ETBE の輸入に係る関税の暫定無税化措置を延長することが必要である。</p> <p>○なお、バイオ ETBE の関税暫定無税化は平成 20 年度から継続しているが、現在のエネルギー供給構造高度化法告示等を通じて、非食料等を原料とする国産の次世代バイオエタノールの普及が進んだ場合には、関税を適用することも選択肢となるため、本要望も暫定的に 1 年間無税化することが適切と考えている。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>○エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準で定めるバイオエタノールの導入目標量(原油換算 50 万 kL)を、毎年着実に達成する。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>○海外で合成されたバイオ ETBE の輸入が促進される。</p> <p>○バイオ ETBE をガソリン代替分として 46.6 万 kL (原油換算、令和元年度実績) 導入した場合には、導入していない場合と比較して年間 113 万 t-CO₂ の削減効果がある。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>○石油精製業者がバイオ ETBE を 46.6 万 kL (原油換算、令和元年度実績) 輸入し、バイオエタノールの関税 (3.1%) を免税とした場合、約 39 億円の減収となる (バイオ ETBE の輸入価格を、令和元年度平均の 68.6 円/L で試算した場合)。</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>○バイオ ETBE を混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる上、関税による費用も上乘せされるため、関税が無税にならない場合は、バイオ ETBE の導入が進まない恐れがある。</p> <p>○そのため、バイオ ETBE の関税暫定無税化を継続することによって、バイオ ETBE の円滑な導入促進が期待され、妥当と考える。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>○経済産業省の令和元年度政策評価書「6-4 環境」において、パリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標の達成及び循環経済型社会の形成に向けた取組について、一層の推進を図る必要があるとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>○エネルギー供給構造高度化法に基づく令和 2 年度のバイオエタノールの導入</p>

目標量は50万kL(原油換算)であるところ、バイオETBEの関税暫定無税化等の後押しもあり、令和2年4月末時点で、既に4万kL(原油換算)のバイオETBE、0.5万kL(原油換算)のバイオエタノールを輸入しており、令和2年度も目標を達成できる見込みである。

- 引き続き、令和3年度のバイオエタノールの導入目標量(原油換算50万kL)を達成し、政策目標を達成するためには、バイオETBEの関税暫定無税化の延長が効果的・効率的な手段であると考えられる。

③ 政府方針と改正の関係

- エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)において、「また、2030年においても内燃機関を搭載する自動車が一定の割合を占めると考えられることから、引き続き、バイオ燃料も運輸部門におけるエネルギー源の多様化、低炭素化の有力手段の一つである。・・・(中略)・・・、導入のあり方について随時検証していく。」とされている。
- さらに、同計画において、バイオ燃料は、「運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料の利用、・・・(中略)・・・、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要」とされている。
- 上記を踏まえ、バイオ燃料の普及を促進することが政府方針の達成に資すると考える。

④ 関連措置

- エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準において、石油精製業者による平成30年度～令和4年度におけるバイオエタノールの導入目標量を、「原油換算で毎年50万kL(原油換算)」としている。
- バイオETBEを混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオETBEを混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする措置を講じている。(租税特別措置法第88条の7、平成21年2月施行)
- バイオETBEの調達にあたっては、(1)バイオエタノールを輸入して国内でバイオETBEに合成する場合と、(2)海外で合成されたバイオETBEを直接輸入する場合、の2種類の形態があることから、平成30年度より、バイオエタノールについても関税暫定無税化の措置を講じている。
- さらに、令和2年4月に次世代バイオエタノールの導入促進策として、令和5年以降の次世代バイオエタノールの導入目標量を入札による供給者決定をもとに次世代バイオエタノール1万KL/年(原油換算)と定めることや、告示上での目標量を実導入量の2倍にカウントできる原材料に廃棄物やカーボンリサイクル由来炭素を加える等の告示の改訂を行った。次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり、非食料等を原料とするため食糧競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点があり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度を低減することが可能となる。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	○平成 20 年度以降、関税率（協定税率 3.1%）を暫定的に無税化。
措置による効果	○令和元年度において、本税制措置を講じた結果、石油精製業者により、海外で合成されたバイオ ETBE が 46.6 万 kL（原油換算）輸入された。 ○そのバイオ ETBE をガソリン代替分として導入したことにより、導入しない場合と比較して年間 113 万 t-CO ₂ の削減効果があった。